

インボイス発行事業者の「2割特例」適用可否フローチャート



(令和6年4月版)

2割特例とは？

2割特例は、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者の方を対象に、消費税の納付税額を売上げに係る消費税額の2割とすることができる特例です。(令和5年10月1日から令和8年9月30日の属する課税期間において適用可能です。)

START

インボイス発行事業者の登録を受けている。

NO

2割特例を適用することはできません

※免税事業者の方は消費税の申告義務はありません。

YES

対象期間

令和5年10月1日を含む課税期間ではない。

YES

基準となる売上げの状況

次の金額がいずれも1,000万円以下

・ 基準期間の課税売上高

⇒個人事業者:2年前 法人:原則、2事業年度前

・ 特定期間の課税売上高※

⇒個人事業者:前年の1月から6月

法人:原則、前事業年度開始の日から6月の期間

※ 課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます。

YES

そのほかの要件

- ・ 「消費税課税期間特例選択届出書」の提出により課税期間を短縮していない。
- ・ 高額な資産を仕入れたことにより課税事業者となっていない。
- ・ そのほか、個人事業者であれば相続、法人であれば合併・分割の特例により課税事業者となる場合など2割特例を適用できない場合※に該当しない。

※ 具体的にはインボイスQA問115《2割特例の適用ができない課税期間①》をご参照ください。

NO

届出状況

「消費税課税事業者選択届出書」の提出により令和5年9月30日以前から課税事業者となっていない。

YES

NO

2割特例を適用することはできません

- ・ 一般課税(インボイスの保存が必要)
 - ・ 簡易課税(仕入れに係る消費税について実額計算不要)※
- のいずれかの方法により、申告を行います。

※ 原則、課税期間の開始前に「簡易課税制度選択届出書」の提出が必要です。

NO

YES

2割特例を適用可能

事前に届出等の必要なく、申告書の所定欄に「○」をつけるだけ。仕入れに係る消費税額について実額計算不要。